

静岡県公立大学法人共同研究取扱規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 84 号

改正 平成 23 年 4 月 17 日

平成 24 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 7 月 10 日

平成 30 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人（以下「本学」という。）における民間機関等との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 商法等に基づく会社、地方公共団体、公益法人等本学以外のものをいう。
- (2) 共同研究 本学において民間機関等から研究員及び研究経費又はそのいずれかを受入れて、本学の教員が当該民間機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (3) 共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣される者をいう。
- (4) 共同研究担当者 共同研究を行う本学の教員をいう。
- (5) 共同研究機関 この規程により、本学と共同研究を行う民間機関等をいう。
- (6) 学部等 学部、大学院研究科、研究院及び短期大学部をいう。

(共同研究の原則)

第 3 条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受入れるものとする。

(共同研究の受入手続等)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする者は、共同研究申請書（様式第 1 号）を共同研究担当者の所属する学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 共同研究担当者は、共同研究実施計画書（様式第 2 号）を作成し、その属する学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の書類の提出に当たって、学部等の長は当該学部等の外部資金受入

審査会の意見書（様式第3号）を併せて学長に提出しなければならない。

（共同研究の受入れの決定）

第5条 学長は、前条の共同研究申請書、共同研究実施計画書及び意見書に基づき、共同研究の受入れの可否を決定するものとする。

（契約の締結）

第6条 理事長は、学長が前条の規定により共同研究の受入れを決定した場合は、共同研究機関の代表者との間で、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

（経費の負担）

第7条 共同研究機関が、負担する共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）は次の表のとおりとする。

区 分		金 額
共同研究員に係る研究料		共同研究員が本学において共同研究に従事する場合にあっては、静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則に定める学部又は大学院の研究科、学府の研究料
研究に要する経費	直接経費	本学と共同研究機関が協議して定める金額
	間接経費	直接経費の18パーセント以上に相当する金額。ただし、国の予算や研究費の支給要件に規定されている等のために、間接経費を措置できない場合は、この限りではない。

2 共同研究機関は、共同研究契約を締結したときは、研究経費を本学が発行する請求書により納付しなければならない。

3 本学は、必要に応じ、研究に要する経費の一部を負担することができる。

4 既納の研究経費は返還しない。ただし、第10条の規定により共同研究を中止したときは、研究に要する経費のうち不用となった額の範囲内において、全部又は一部を還付することができる。

5 本学は、第10条の規定により研究期間の実施期間を延長したときは、その事由に応じ共同研究機関に研究経費の追加を求めることができる。

（施設・設備の供与）

第8条 本学は、本学の他の教育・研究の妨げとならない限り、本学の施設・設備を共同研究の用に供することができる。

（設備の帰属等）

第9条 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 学長は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の施設又は設備を無償で利用し、又は本学に受入れて共同研究を行わせることができる。

3 前項の規定により、共同研究機関の施設又は設備を利用して研究を行うと

きは、研究用務のための出張として手続をとるものとする。

(共同研究の中止及び延長)

第10条 学長は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができる。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了届(様式第4号)を学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は、共同研究担当者が予め得て、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(特許)

第13条 共同研究の結果生じた発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属等については、静岡県公立大学法人職員の職務発明に関する規程及び共同研究契約の定めるところによる。

(準用)

第14条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利について準用する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年7月10日から施行する。

2 この規程の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用できるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

共同研究申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり共同研究をしたいので、静岡県公立大学法人共同研究取扱規程第4条第1項の規定により申請します。

記

1 研 究 題 目

2 研究の目的及び内容

3 研究の実施場所 静岡県立大学(学部等名:)/
静岡県立大学短期大学部

4 研 究 期 間 年 月 日～ 年 月 日

5 共 同 研 究 者 名 別添共同研究者名簿のとおり

6 研 究 費 負 担 額 金 円
(内訳) 共同研究員に係る研究料 金 円
研究に要する経費 金 円

7 その他必要な事項

(必要に応じ添付する書類)

大学に派遣する研究員の履歴書及び研究業績書

(別添)

共同研究者名簿

区分		氏名	所属・氏名
申請者の 機関に所 属する研 究員	静岡県立大学/静岡県立大 学短期大学部に派遣され る研究員		
	申請者の施設において当 該研究に従事する研究員		
共同研究に参加予定の静岡県立大学 教員/静岡県立大学短期大学部教員			

様式第2号（第4条関係）

共同研究実施計画書

年 月 日

静岡県立大学長 様
(静岡県立大学短期大学部学長)

共同研究担当者

所 属

職・氏名

印

静岡県公立大学法人共同研究取扱規程第4条第2項の規定により、次のとおり共同研究実施計画書を提出します。

記

1 研 究 題 目

2 研究の目的及び内容

3 研究の実施場所

4 研 究 期 間 年 月 日～ 年 月 日

5 研究の実施体制

区分	所属	職・氏名	研究の分担	派遣の有無
静岡県立大学/ 静岡県立大学短期大学部				
共同研究申請者				

6 研究に要する経費

(1) 総額 金 円

(2) 内訳

費目	経費の内訳		摘要
	静岡県立大学/ 静岡県立大学短期大学部	共同研究機関	
合計			

様式第3号（第4条関係）

意見書

年 月 日

静岡県立大学長 様
（静岡県立大学短期大学部学長）

職・氏名

印

（共同研究申請者）からの共同研究の申込みについて、静岡県公立大学法人共同研究契約取扱規程第4条第3項の規定により、（部局名）外部資金受入審査会の意見書を提出します。

記

共同研究受入れの可否

*（部局名）外部資金受入審査会開催日

年 月 日

様式第4号（第11条関係）

共同研究完了届

年 月 日

静岡県立大学長 様
（静岡県立大学短期大学部学長）

共同研究担当者

所 属

職・氏名

印

下記の共同研究が完了したので、静岡県公立大学法人共同研究取扱規程第11条の規定に基づき、研究成果報告書を添えて報告します。

記

- 1 研 究 題 目
- 2 共同研究機関名
- 3 共同研究期間